安来市告示第１４５号の２

安来市へき地診療所等運営支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年９月１８日

安来市長　　田　中　武　夫

安来市へき地診療所等運営支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、地域医療の充実及び医療水準の確保を図り、もって住民福祉の増進に資するため、伯太地域の安来市診療所で診療する医療機関に対し、一次医療に要する経費について、安来市へき地診療所等運営支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成１６年安来市規則第５３号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（交付対象診療所）

第２条　補助金の交付対象となる診療所は、井尻診療所及び赤屋診療所とする。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

（その他）

第４条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年９月１８日から施行する。